



検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、令和4年3月16日付け厚生労働省保検局医療課長の通知「保医発0316第1号」により、下記検査項目の算定方法一部変更が通知されましたのでご案内いたします。

敬具

記

- 適用日 2022年(令和4年)4月1日から適用
- 算定方法一部変更項目
 - ・SARS-Cov-2核酸検出
 - ・SARS-Cov-2・インフルエンザ核酸同時検出

※ 詳細につきましては、裏面をご参照下さい。

● 算定方法一部変更の詳細

▼下線部分が追加及および変更されました。

適用日：令和4年4月1日

| 検査項目 | 保険点数 | 半断区分 判断料 | 診療報酬 点数区分 | 備考 |
|----------------------------------|--|-------------|---|--|
| SARS-CoV-2 核酸検出 | <p>検体採取を行った 保険医療機関以 外の施設へ輸送し 検査を委託して実 施した場合</p> <p>850点 ※ (425点×2回分)</p> <p>それ以外の場合</p> <p>700点 (350点×2回分)</p> | 微生物 150点 | <p>「D012」 感染症免疫 学的検査の 「56」</p> <p>または</p> <p>「D023」 微生物核酸 同定・定量 検査の「10」</p> | <p>ア SARS-CoV-2核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「<u>感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版</u>」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-1抗体(ウエスタンブロット法及びラインプロット法)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「<u>感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版</u>」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> |
| SARS-CoV-2・ インフルエンザ 核酸同時検出 | <p>検体採取を行った 保険医療機関以 外の施設へ輸送し 検査を委託して実 施した場合</p> <p>850点 ※ (425点×2回分)</p> <p>それ以外の場合</p> <p>700点 (350点×2回分)</p> | 微生物 150点 | <p>「D012」 感染症免疫 学的検査の 「56」</p> <p>または</p> <p>「D023」 微生物核酸 同定・定量 検査の「10」</p> | <p>ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法(定性)により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「<u>感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版</u>」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-1抗体(ウエスタンブロット法及びラインプロット法)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「<u>感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版</u>」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> |

※ 検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合のSARS-CoV-2核酸検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、中央社会保険医療協議会総会(令和4年3月16日)において承認されたとおり、令和4年7月1日に再度見直しを行い、700点となる予定です。